

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって

【1】 計画策定の趣旨	1
【2】 社会的背景	2
【3】 地域福祉とは	4
【4】 計画の位置づけ	6
【5】 福祉分野における関連計画との連携	7
【6】 計画の期間	8
【7】 計画の策定体制	9

第2章 岡垣町の現状

【1】 統計からみる岡垣町の現状	11
【2】 各種調査などの結果からみる岡垣町の現状	27
【3】 これまでの地域福祉の取組み	35

第3章 計画の基本的な考え方

【1】 地域福祉の課題	38
【2】 計画の基本理念	40
【3】 計画の基本目標	41

第4章 基本目標ごとの取組み

【基本目標1】 お互いに支えあう つながりづくり	43
（1） お互いさま命のネットワークの強化	44
（2） ふれあい交流活動の充実	46
（3） 地域の多様な支えあいの促進	48
【基本目標2】 地域福祉を支える ひとづくり	51
（1） 福祉のこころを育む意識の醸成と啓発	52
（2） 地域活動を支える担い手の育成	54
（3） ボランティア活動の推進	56
【基本目標3】 地域でともに生きる 環境づくり	59
（1） きめ細かな情報提供と相談支援体制の充実	60
（2） 福祉サービスの充実と基盤の整備	62
（3） 人にやさしい生活環境づくり	64

【基本目標4】誰もが安心して暮らせる まちづくり -----	67
(1) 災害時・緊急時の助けあいのしくみづくり -----	68
(2) 自立を支えるための支援 -----	70
(3) 権利擁護を必要とする人への支援 -----	72
計画の体系 -----	75
第5章 計画の推進	
【1】 支えあうための地域の範囲 -----	76
【2】 住民及び関係機関などとの連携・協働 -----	77
【3】 計画の進捗管理 -----	78
資料編	
【1】 計画策定の経過 -----	79
【2】 岡垣町地域福祉計画推進委員会委員名簿 -----	81
【3】 諮問・答申 -----	82
【4】 地域資源マップ -----	84
【5】 用語解説 -----	86

障害の「害」の表記について

障害の「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に、「礙」「碍」（礙の俗字）が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。

しかし、「害」の字にはマイナスイメージが感じられることから、「障害」を「障がい」とひらがな表記することによって、マイナスイメージを少しでも和らげようとする動きが広がりつつあります。

一方、国の法令用語や各種計画などにおいては「障害」という表記が統一的に使用されており、別の表記を使うことで、混乱が生じることが考えられます。

岡垣町では、「障害」の表記については、さらに検討を要するものと判断し、当面は従来どおり漢字表記することといたしました。今後、国の動向や、障害者差別解消条例の制定時期などの機会をとらえて、適切に対応していきます。

また、「障害」とは、その人自身ではなく、社会との関係性の中にあるものであり、社会の側にあるものと考えます。よって、できる限り「障害者」は、「障害のある人、障害のある方」と表記し、「障害児」は、「障害のある児童」と表記することとします。